

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

摘要

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、日本列島の九州北西部に位置する長崎県及び熊本県に所在し、17世紀から19世紀に遡る10の集落、1つの城郭跡、1つの聖堂という12の構成資産から成るシリアルプロパティである。これらはキリスト教禁教と禁教が公式に解かれキリスト教信徒コミュニティが復活した時代を映している。これらは、禁教にも関わらず密かに信仰を継続した長崎と天草地方の「潜伏キリシタン」によって育まれた独特な文化的伝統の証である。潜伏キリシタンは、小さな集落を形成して生き残ったが、そうした集落は海岸沿い、又は禁教時代に移住先となった離島に形成された。潜伏キリシタンは、一見すると日本の在来宗教のように映るが、キリスト教のエッセンスを維持した独特な宗教的伝統を生み、その後2世紀にわたって信仰を維持し禁教を生き抜いた。

評価基準

評価基準 (iii)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより育まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠である。

完全性

12の構成資産は、本資産の顕著な普遍的価値を発揮するために必要な要素の全てを含んでいるだけでなく、適切な大きさであり、良好な保全状況にある。個々の構成資産について、文化財保護法などの関係法令に則って、十分な保護措置がとられている。推薦資産の緩衝地帯内では、文化財保護だけでなく、景観法やその他の関係法令によって適切な保護が図られている。従って、本資産は、開発や管理放棄による負の影響を受けておらず、周辺景観とともに効果的に保全されている。

真実性

本資産の個々の構成資産は、その特質に合わせて選択された属性(attribute)について、高い真実性を維持している。集落は、「形状、意匠」、「用途、機能」、「伝統、技能、管理体制」、「位置、セッティング」及び「精神、感性」の属性について高い真実性を有している。原城跡は考古遺跡であるため、「用途、機能」に関する真実性は失われているが、その他の属性に関しては高い真実性を維持している。建築作品である大浦天主堂及び奈留島の江上集落の江上天主堂は、その他の属性に加えて「材料、材質」についても高い真実性を有している。

保護・管理に係る要件

本資産及びその緩衝地帯は、文化財保護法その他の様々な法令のもと適切に保全されている。さらに、長崎県、熊本県及び関係市町により、資産の顕著な普遍的価値を総体として保護する観点から、しっかりとした包括的保存管理計画が策定されている。当該計画を実施するための枠組みとして、構成資産の所有者やその他の関係者と協力して運営され

る世界遺産保存活用協議会が、推薦資産の適切な保護、整備、活用のために設置されている。協議会は、日本の文化財保護を所管する主務官庁である文化庁及び学術委員会（長崎世界遺産学術委員会）を含む専門家の指導、助言を受ける。